

借地借家法施行令案の概要に関する意見募集

法務省民事局では、借地借家法施行令を制定することを予定していますので、下記の要領により、これに対する皆様の御意見をお寄せください。

なお、皆様から頂きました御意見につきましては、当局において取りまとめた上、今後の政令の制定の参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1 意見募集期間

令和4年3月9日（水）から令和4年4月8日（金）まで

2 意見送付要領

住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別、職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、郵送、ファックス又は電子メールにより意見募集期間の最終日必着で送付してください。

なお、電話による御意見には、対応することができません。

3 意見提出方法

○電子政府の総合窓口「e-Gov」の「意見提出フォーム」

○郵送 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

※ 宛先は「法務省民事局参事官室」としてください。

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（借地借家法施行令案の概要に関する意見提出）」と記載してください。

○FAX 03-3592-7938

※ 宛先は「法務省民事局参事官室」としてください。

※ 件名として「パブリックコメント（借地借家法施行令案の概要に関する意見提出）」と記載してください。

4 問い合わせ先 法務省民事局参事官室

○TEL：03-3580-4111 内線5967